国際法における海外派遣軍に対する 民事裁判権の適用問題

岩本誠吾

日次

- 1. はじめに 問題の所在
- 2. 地位協定等での民事裁判権規定
 - (1) 日本関連の地位協定
 - (a) 日米地位協定
 - (b) ルワンダ難民救援派遣に関する日本・ザイール交換公文
 - (c) イラク復興支援活動での CPA 命令第17号
 - (d) 在クウェート自衛隊員等の地位に関する日本・クウェート交換書簡
 - (e) ジブチ海賊対処派遣に関する日本・ジブチ交換書簡
 - (2) 二国間・多数国間の地位協定等
 - (a) 国連軍地位協定モデル案
 - (b) 米国・ジブチ施設利用協定
 - (c) EU・ジブチ地位協定
 - (d) 豪州・パプア・ニューギニア相互訪問軍地位協定
 - (e) ソロモン諸島・豪州等地位協定
 - (f) 豪比相互訪問軍地位協定
 - (g) 米比訪問軍地位協定
 - (3) 地位協定等における民事裁判権の取扱い
- 3. まとめにかえて 派遣軍の民事賠償事案に対する適切な国際 法政策をめざして

1. はじめに — 問題の所在

国家は、国際法上、主権(sovereignty)、すなわち、対外的には独立権 (他の国家や権力主体に従属しない権利)および対内的には統治権(当該 領域内にあるすべての人および物を排他的に支配する権利)を有している。 それ故、外国人は、ある国家の領域内に駐在する場合、原則的には領域国 の刑事・民事・行政裁判権に従う。ただし、国家を代表しまたは象徴する機関や存在が領域国の許可・同意もしくは条約規定により他国に入域・駐留する場合、それらは当該国家から一定の特権および裁判権免除が与えられることがある。

外交関係条約および領事関係条約を中核とした「外交関係法」は、国際法の一つの研究分野を形成しており、在外国家機関の特権・免除に関する国際法研究は、従来から十分蓄積されている。また、第2次世界大戦以降に外国軍隊の駐留や基地の設置が常態化したことから、長期的駐留を対象とする外国軍地位協定(Status of Forces Agreement, SOFA)および合同演習等で一時的に駐留する外国軍を対象とする訪問軍協定(Visiting Forces Agreement, VFA)が一般的に締結されている。当該協定の増加とともに、在外駐留軍に関する国際法研究も、国内外において進展している。もっとも、在外駐留軍に対する民事裁判権に関する国際法研究は、刑事裁判権に関するものと比較すると、社会的な事件性や緊急性が低いからか、あまり注目されず、国際法の教科書でもそれに多く言及しない傾向がある。これは、刑事裁判権が国家権力に直結した公法の問題、すなわち、社会全般に対する重要課題であるのに対して、民事賠償事案は私法関係として関係当事者間で実務的に処理をされ、大規模な事件・事前を除き、民

⁽¹⁾ 国家を代表する機関・存在として、外交使節や領事機関、国家元首、行政府の長(首相)や外務大臣および軍隊、軍艦、軍用航空機などがある。

⁽²⁾ 具体例として、外交関係に関するウィーン条約 (1961 年 4 月 18 日採択、1964 年 4 月 24 日発効、日本 1964 年 7 月 8 日発効)、領事関係に関するウィーン条約 (1963 年 4 月 24 日採択、1967 年 3 月 19 日発効、日本 1983 年 11 月 2 日発効)、その他、外国軍隊の駐留に関する地位協定などがそれに該当する。なお、軍艦は、許可を得ることなく無害通航権の範囲内で他国領海内での航行が認められている (国連海洋法条約 17 条)。

⁽³⁾ 参照、Dieter Fleck ed., The Handbook of the Law of Visiting Forces, 2001:本間浩『在 日米軍地位協定』1996年:本間浩その他『各国間地位協定の適用に関する比較論考察』 2003年。

⁽⁴⁾ 言及する国際法教科書でも、「民事裁判権については、駐留軍の構成員が第三者に加えた損害については駐在国が原則として裁判権を保持するというのが通説である」と述べるだけである。杉原高嶺その他『現代国際法講義 第5版』2012年6月208頁。

⁽⁵⁾ たとえば、1977年9月27日のファントム機墜落事故に関する損害賠償請求訴訟事案 (横浜地判1987年3月4日)。

事裁判権は社会問題化しないことが関係しているのかもしれない。

他方、自衛隊は、従来から教育・訓練(遠洋練習航海、射撃訓練、日米共同訓練など)の一環として外国で活動するだけでなく、実任務としても、以下の諸活動が示すように、1990年代以降、海外活動が急増してきた。1991年のペルシャ湾への海上自衛隊・掃海艇の派遣を始め、1992年の国際平和協力法による国際平和協力業務、1992年の改正国際緊急援助法による国際緊急援助活動、特別措置法(2001年の旧テロ対策、2003年の旧イラク人道復興支援および2008年の旧補給支援)による諸活動および2009年の海賊対処法による海賊対処行動などである。近年、自衛隊は実践的な多国間安全保障協力を推進しており、能力構築支援(capacity building)、医療活動も含むパシフィック・パートナーシップ(PP)および多国間共同訓練を積極的に実施している。それらに加えて、2015年9月19日に可決された「平和安全法制(同年9月30日公布、2016年3月29日施行)」の整備により、自衛隊による海外活動への道が国内法的に一層広げられたと言える。

前述のように、今後、長期的・恒久的であれ短期的・一時的であれ、自衛隊の海外派遣が日常的に拡大することが想定されるにつれて、たとえ自衛隊員による事件・事故の厳格な予防策が講じられたとしても、自衛隊員による不法行為・民事賠償事案の発生する可能性・危険性が増大することは十分予想できる。在外駐留軍に対する民事裁判権の国際法における取扱いを改めて振り返り明らかにすることは、国際法研究においても、また、現在の自衛隊にとって不可欠でかつ喫緊の法的検討課題であると思われる。本稿の目的は、現在、あまり注目されてこなかった在外駐留軍への民事裁判権に関する国際法の現状、問題点および課題を整理し、そして、自衛隊

⁽⁶⁾ 防衛省『防衛白書 平成28年版』2016年319-323頁。

⁽⁷⁾ 自衛隊法など10本の法改正を一つに東ねた「平和安全法制整備法」および新法の「国際聖和支援法」を総称した用語である。

⁽⁸⁾ 不法行為とは、「ある行為によって他人に生じた損害を賠償する責任が生じる」行為をいう。佐藤幸治その他『コンサイス法律学用語辞典』三省堂 2003 年 1413 頁。

の海外派遣に関する日本の国際法政策を検討することである。

本論に入る前に確認事項が2つある。一つは外国軍隊の駐留に関する合 意形成状況に関して、もう一つは当該軍隊の派遣状況に関して、である。 前者について、国家主権を前提とする国際社会において、外国軍隊の駐留 に関して、侵略行為でない限り、派遣国と受入国の間に軍隊の入域につい ての合意が必ず存在する。しかし、軍隊の派遣前に、(1) 軍隊の入域につ いてのみ合意があるが、その法的地位についての具体的な合意が全くない 場合、(2) 関係国間でロト書のような包括的・一般的な合意しか存在しな い場合、および(3)外国軍地位協定や訪問軍地位協定のような外国軍隊 の決的地位に関する詳細な規定が存在する場合が考えられる。(1) の場合、 派遣軍隊要員が、全く外国人旅行者と同じように、刑事および民事裁判権 のすべてにおいて領域国の国内法に服する可能性もなくはない。(2)の場 合、詳細な法的文書が存在しないことから、慣習国際法上の原則または後 述するような外交関係条約の関連規定が類推適用され、当該要員に一般的 な特権・免除が付与されることが考えられる。(3) の場合、関連条文規定 に従って外国軍隊構成員の不法行為・民事賠償事案が処理されることにな る。いずれにしても、ある国家の軍隊が外国領域で活動するためには、詳 細なその法的地位に関する取極を派遣前に行うことが法政策上望ましい。

後者に関して、平時の派遣(一時的および長期的な2国関係)、平時の災害派遣(国際緊急援助活動のような一時的な2国関係)、国内治安悪化時の多国籍軍派遣(多国籍軍と受入国の長期的関係)および停戦時での国連 PKO派遣(国連軍と受入国の長期的関係)などの派遣状況により、駐留軍の法的取扱いに差異が生じることが考えられる。以上の2点を考慮しつつ、在外駐留軍の民事裁判権を検討する。

⁽⁹⁾ 国連総会決議「侵略の定義」A/RES/3314(XXIX), 14 Dec. 1974 によれば、他国領域への侵入、駐留条件に反する軍隊の使用および駐留の合意終了後の駐留の継続は、侵略行為とみなされる(3条)。

⁽¹⁰⁾ たとえば、日本は、台風被害を受けたフィリピンの要請を受けて、2013年11月12日から12月13日までの約1か月間フィリピン国際緊急援助統合任務部隊(約1,100名)を派遣した。防衛省『防衛白書 平成26年版』308-309頁。

2. 地位協定等での民事裁判権規定

以下では、軍隊の派遣前に個別具体的な地位協定等が民事裁判権を含めて規定されている場合に、それがどのように規定されているかを、日本関連およびその他の二国間・多数国間関連の協定から概観する。

(1) 日本関連の地位協定

(a) 日米地位協定

在日米軍の構成員・被用者が日本国民たる私人に損害を与えた場合の民事請求権の処理は、日米地位協定(1961年1月19日署名、同年6月23日発効)18条による。当該要員が公務中で作為もしくは不作為により政府以外の第三者に損害を与えた場合、日本国が処理をする(18条5項)。日本政府が国家賠償法により請求を取り扱い、被害者に賠償を行う。米国側のみ責任を有する場合、日本は賠償額の25%を、米国は75%を分担する。日米双方が責任を有する場合には、日米双方が賠償額を均等に分担する。

公務外で損害が発生した場合(18条6項)、不法行為者である当該個人が損害賠償の責任を負う。手続きとしては、被害者が直接加害者本人に請求するのではなく、日本政府当局を通じて米軍当局に請求する。日本当局は、請求人に対する賠償金(compensation)の査定を行い、米国は再度査定して、慰謝料(ex gratia payment)の支払いを申し出る。請求人が米国の支払い額を受諾しなければ、不法行為者を直接訴える民事裁判手続きの道も残されている(18条6項(d))。なお、本条項は、NATO軍地位協

⁽¹¹⁾ 当該用語は「善意でかつ自主的に行われる金銭支払い」を意味し、日米地位協定では 「慰謝料」と訳されているが、「見舞金」と訳される場合もあるという。それは、不法行為 による損害賠償と法的意味合いが異なると思われるが、外交実務上の要請から当該用語が 使用されている。小松一郎『実践国際法(第2版)』2015 年346 頁。

⁽¹²⁾ 地位協定研究会『日米地位協定逐条批判』1997年167-180頁参照。なお、日本と朝鮮 国連軍派遣国との間で締結された国連軍地位協定(1954年2月19日署名、同年6月11日 発効)18条も、日米地位協定と同様の手続き規定が規定されている。

定8条とほぼ同一である。

(b) ルワンダ難民救援派遣に関する日本・ザイール交換公文

1994年4月に再発・激化したルワンダ内戦による難民救援のために、1994年9月12日にザイールの同意を得た上で、陸上自衛隊がザイール東部のゴマ市に駐留した。その際に、日本・ザイール間で派遣隊員の法的地位についての交換公文が締結された。当該交換公文によれば、外交関係条約に定める「事務及び技術職員(administrative and technical staff)と同等の法的地位を享有することを確認」し、「民事裁判権及び行政裁判権に関しては、公務中の行為についてザイール共和国の裁判権からの免除を享有する」と規定されている。

外交使節団の事務および技術職員に関する外交関係条約37条2項によれば、外交官には免除が認められている刑事裁判権、民事裁判権および行政裁判権(31条1項)のうち、「接受国の民事裁判権及び行政裁判権からの免除は、その者が公の任務の範囲外で行った行為には及ばない」。すなわち、ザイール派遣隊員は、公務中の不法行為に関して日本法に従い処理されるが、公務外の民事賠償事案に関してザイール法に従って処理されることになる。

(c) イラク復興支援活動での CPA 命令第17号

2003年のイラク戦争後に派遣された陸上自衛隊は、連合暫定施政当局 (Coalition Provisional Authority, CPA) に参加する多国籍軍の一員として、「CPA 命令第17号 — 連合国及び外国連絡業務の要員並びに請負業者の地位 —」を法的根拠に活動した。当該命令第2節(連合国及び外国連絡

⁽¹³⁾ 本間浩その他『前掲書』312-315頁。

⁽¹⁴⁾ 当該交換公文は未公開であるが、『内閣参質 131 号第 3 号参議院議員翫正敏君提出 自 衛隊のルワンダ難民救援国際平和協力業務に関する質問に対する答弁書』(1994 年 11 月 1 日)の中にその内容の一部が言及されている。

⁽¹⁵⁾ この免除規定は、いわゆる「A&T 型の免除」と称される。US Army, Operational Law Handbook 2015, p. 127.

⁽¹⁶⁾ 拙稿「海外駐留の自衛隊に関する地位協定覚書 ― 刑事裁判管轄権を中心に ―」『産大法学』43 巻3・4 号2010 年124-125 頁。

業務の要員)では、連合国軍は、「イラクの法的手続きから免除され(1項)」、すべての連合国要員は、「その母国(their Parent States)の専属的管轄権に服し、地域(著者注 — イラク)の刑事、民事及び行政裁判権から免除される(4項)。

第6節(請求権)では、「連合要員又は連合要員が雇用した者から生じ若しくは起因する第三者の財産の喪失・損害及び身体の傷害・疾病・死亡を含む第三者の請求権は、付託され、……連合要員、財産、活動その他の装置が当該損害を引き起こしたと申立てられた母国によって、母国の国内法に従って、処理される」。すなわち、イラク駐留の多国籍軍要員による民事賠償事案はすべて当該要員の母国法に従って処理される。

多国籍軍によるイラク占領が終了し、イラクに統治権が完全移譲された 2004年6月27日以降も、在イラク自衛隊員の法的地位は、「CPA 命令第17号改正 — イラク駐留の連合国暫定当局(CPA)、イラク多国籍軍司令部 MNF-IRAQ、在イラクミンション及び要員」(2004年6月27日発効)によって規律された。同命令第2節「イラクの法手続き」においても、多国籍軍要員は、「派遣国(their Sending States)の専属的管轄権に従う(3項)」。第18節「請求権」でも、多国籍軍要員の作為・不作為に起因する第三者の財産・身体への損害や死傷に対する請求権は、「派遣国の国内法、規則及び手続きに従って、派遣国により処理される」と規定されている。

(d) 在クウェート自衛隊員等の地位に関する日本・クウェート交換書簡

航空自衛隊は、クウェートのアル・アリ・サレーム空軍基地内に駐留しながら、2003年12月から2009年2月までの6年3か月間、前述のイラク復興支援のための空輸支援活動を実施した。当該活動を実施するに際して、航空自衛隊員の法的地位を定めるために、2003年12月22日に「クウェート国における日本国の自衛隊等の地位に関する日本国政府とクウェート政府との間の書簡の交換」がクウェートで行われた。

それによれば、部隊隊員は、「クウェート国の領域において、1961年4

^{(17) 「}外務省告示 第10号」『官報 第3767号』 2004年1月14日2-3頁。

月 18 日の外交関係に関するウィーン条約に基づいて事務及び技術職員に 与えられる特権および免除をクウェート国により与えられる(3項)」。

公務中の損害については、「当該他方の政府は、当該一方の政府に対して公正かつ合理的な賠償を行う」とし、部隊構成員による「公務の遂行中のものではない作為又は不作為であって、傷害、損害又は損失を生じさせたものに起因する請求権をクウェート国が有する場合は、日本政府は、相互主義に基づき、クウェート国が当該請求権に関して得られた判決の履行を確保することを支援するよう努める(5項 a)。」

クウェート国政府は、部隊隊員による「公務の遂行中の作為又は不作為であって、傷害、死亡、損失又は損害を生じさせたものにつき又はこれらに関連してクウェート国の領域において生ずる第三者の請求権を自国の法令に従って処理し、解決する。日本国政府は、そのような請求に関し、クウェート国政府に対して公正かつ合理的な賠償を行う(5項b)。」

また、日本国政府は、部隊隊員による「公務の遂行中のものではない作為又は不作為であって、傷害、死亡、損失又は損害を生じさせたものに起因する請求権を有する第三者が、当該請求権に関して得られた判決の履行を確保することを支援するよう努める(5 項 c)。」

当該交換書簡も、日本・ザイール交換公文と同様に、外交関係条約の事務・技術職員に準ずる待遇を自衛隊員に付与している。もっとも、自衛隊員による公務中の第三者に対する行為の民事賠償事案では、まず、当該事案をクウェート法に従い解決した後に、日本政府がクウェート政府に対して公正かつ合理的な賠償を行うという手続きを取る。他方、自衛隊員による公務外の行為による民事賠償事案は、クウェート法に従い処理されることになっているが、クウェート政府が請求権を有する場合には、行為者自身がクウェート法に基づく判決履行の責任を負うとともに、日本政府も、判決履行の確保のために支援する努力義務がある。公務外の行為による民事賠償事案で第三者が請求権を有する場合も、日本政府は、クウェート法に基づく判決の履行を確保するために支援する努力義務を有する。なお、公務外の賠償請求には、「相互主義に基づき」との文言が挿入されている

ことに留意する必要がある。

(e) ジブチ海賊対処派遣に関する日本・ジブチ交換書簡

自衛隊は、海賊対処法(2009年6月24日法律第55号、7月24日施行)に基づき、水上部隊及び航空部隊を派遣するとともに、2011年6月以降、ジブチ国際空港北西地区に自衛隊専用の活動拠点を整備し、現在、当該活動拠点に自衛隊統合部隊約600名が常駐している。自衛隊員の法的地位に関して、2009年4月3日に「ジブチ共和国における日本国の自衛隊等の地位に関する日本国政府とジブチ共和国政府との間の交換書簡」が締結された。

それによれば、在ジブチ自衛隊員は、外交関係条約に基づいて事務および技術職員に付与される特権および免除と同様のものが付与される(5項)。また、公務中であるか否かに言及することなく、「民間又は政府の財産の損害又は滅失に関する請求及び人の死亡又は障害に関する請求は、当該請求の当事者間の協議を通じて友好的に解決する(9項a)」。「友好的な解決に達することができない場合には、その紛争は、両政府による協議および交渉を通じて解決する(9項b)。」

すなわち、自衛隊員による公務外の行為の民事賠償事案は、当然、ジブチ法に基づく裁判手続きによる解決方法も存在するが、行為者である当該自衛隊員と被害者側のジブチ政府または第三者との間で友好的に解決するための協議が奨励される。もし解決交渉が成功しない場合に、両国政府が直接的に当該事案の解決交渉に乗り出すことになり、あくまで協議による解決策が優先される。換言すれば、日本・クウェート交換書簡は、領域国の裁判判決が下された後に日本政府がその判決の履行支援をするという「司法」的処理形式を採用しているのに対して、日本・ジブチ交換書簡は、領域国の裁判判決が下される前に、自衛隊員本人も日本政府自身も被害者との協議を通じて民事賠償事案を友好的に解決しようとする「交渉・非司法」的処理形式を採用している。

^{(18) 「}外務省告示 第 223 号」『官報 第 5055 号』 2009 年 4 月 20 日 2-4 頁。

(2) 二国間・多数国間の地位協定等

(a) 国連軍地位協定モデル案

国連平和維持活動(PKO)は、国連の安全保障理事会または総会による PKO 設置決議の採択後に、国連・兵員提供国間協定および国連・PKO 受入国間国連軍地位協定の二重の法的枠組みの中で派遣される。国連軍地位協定の規定内容は、それぞれ事例によって多少異なるが、国連は国連軍地位協定モデル案を提示している。

当該協定モデル案 49 項によれば、「領域国・地域のいずれかの裁判所において、民事訴訟手続きが国連 PKO 構成員に対して開始される場合、特別代表・司令官は、直ちに通告を受け、その訴訟手続きが当該構成員の公務に関係するか否かを裁判所に対して証明する。」訴訟手続きが公務に関係することを特別代表・司令官が証明した場合、当該訴訟手続きは打ち切られる(a 項)。他方、当該手続きが公務に関係しないことを彼らが証明した場合、当該訴訟手続きは継続できる(may continue)(b 項)。

なお、PKO 要員の公務中の行為による請求権問題は、そのために設立される常設請求委員会(standing claims commission、国連側と受入国側から各1名および両者共同で任命する委員長から構成される)によって解決される(51項)。しかし、実際は、常設請求委員会はまったく設立されず、地域請求審査委員会(local claims review board)という国連内部手続きによって請求権問題が解決される。

具体的には、日本が 2010 年 2 月から 2013 年 3 月まで参加した国連 PKO の国連ハイチ安定化ミッション (MINUSTAH) に関する国連軍 地位協定 (2004 年 7 月 9 日書名・発効) も、協定モデル案と同様に、

⁽¹⁹⁾ 国連文書 A/45/594 (9 October 1990)。翻訳資料として、『外国の立法』31巻1号 (177号) 1992年1月10-20頁。

⁽²⁰⁾ Aurel Sari, "Status of Forces and Status of Mission Agreements under the ESDP: the EU's Evolving Practice", the European Journal of International Law, vol. 19, no. 1, 2008, p. 93.

⁽²¹⁾ Agreement between the United Nations and the government of Haiti concerning the Status of the United Nations Operation in Haiti, *United Nations Treaty Collection*, vol. 2271, 1–40460, pp. 251–263.

MINUSTAH 要員は「公務中の話し言葉か書き言葉及びすべての行為 (words spoken or written and all acts performed by them in their official capacity)」に関して法的手続きから免除されること(50 項)が規定されている。また、当該要員に対する民事手続きがハイチの裁判所で開始される場合、そのことが直ちに特別代表に通告され、当該代表は当該裁判手続きが公務に関連するか否かを証明する。もし公務に関連する場合には手続きが中断され、もし公務に関連しない場合には継続されること(52 項)も規定されている。日本が 2011 年 7 月以降参加している国連南スーダン・ミッション(UNMISS)地位協定も、同一の条項が規定されている(50 項、52 項)。

(b) 米国・ジブチ施設利用協定

ジブチに駐留する米軍要員の法的地位は、米国・ジブチ地位協定 (2001年12月20日署名・発効) および米国・ジブチ施設使用協定 (2003年2月19日署名・発効) によって規律されている。

後者の協定によれば、米軍構成員は、外交関係条約の下で在ジブチ米国大使館の事務・技術職員に付与される地位と同様の待遇が付与される(6条1項)。両当事国は、協定に規定された活動(公務中の活動―著者注)から生じた他方の当事国に対する損害・死傷に関する請求権をすべて放棄する一方で、公務中であるか否かに言及することなく、「米国要員による作為又は不作為から発生する第三者の請求権は、米国政府の自由裁量(at the discretion of the United States Government)により、米国政府によって処理され解決される(11条)」と規定する。軍隊要員の公務外の行為に関する民事賠償事案は、外交関係条約に見られるように、本来、領域国であるジブチの国内法に従って解決されるものであるが、しかし、実質上、米国は、自国の国内法規則に従って民事賠償事案を解決することをジブチに認めさせている。

⁽²²⁾ UNMISS Status of Forces Agreement (8 August 2011), in http://www.un.org/en/peacekeeping/missions/unmiss/resources.shtml.

⁽²³⁾ 拙稿「前掲論文」130-131頁。

(c) EU・ジブチ地位協定

欧州連合 (EU) は、ソマリア近海の海賊対処のために軍事作戦を実施することを決定し、「アタランタ EU 軍事作戦の枠組み内でのジブチ共和国に駐留する EU 主導軍の地位に関する EU とジブチ共和国との間の協定 (EU・ジブチ地位協定、2009 年 1 月 5 日署名・発効)」を締結した。

6条4項によれば、「EU 主導軍要員は、公務の執行で話し言葉又は書き 言葉及び彼らの実施した行為すべてに関して、接受国の民事及び行政管轄 権からの免除を享有する。

受入国の裁判所でEU主導軍要員に対する民事手続きが開始される場合には、EU軍司令官及び派遣国又は関連のEU機関の権限ある当局は直ちに通告される。裁判所での手続き開始前に、EU軍司令官及び派遣国又は関連のEU機関の権限ある当局は、当該行為が公務の遂行上、EU主導軍要員によって実施されたか否かを裁判所に対して証明する。当該行為が公務の遂行上実施されたのであれば、その手続きは開始されず、15条の規定が適用される。当該行為が公務の遂行上実施されたものでなかったならば、その手続きは継続できる(may continue)。」

公務中の行為による民事賠償事案は、駐留軍派遣国の裁判管轄権により解決されるが、死亡、負傷、損害及び損失に関する請求権は、「友好的な合意により解決しなければならない(shall be settled by amical agreement)」(15条1項)。もし友好的解決に達しない場合には、当該事案はEU主導軍代表と接受国代表の同数から構成される請求委員会に付託される(15条2項)。

従って、公務中の行為に関する賠償事案は、ジブチの民事裁判権に服さず、派遣国の本国法に従って、ジブチとの友好的合意に基づきながら処理されるが、公務外の行為の場合には、ジブチの民事管轄権に従うことになる。本EU・ジブチ地位協定の原型は、2005年のEU 軍地位協定モデル案で

⁽²⁴⁾ Official Journal of the European Union, L33, vol. 52, 3 Fes. 2009, pp. 41–48.

⁽²⁵⁾ Council doc. 8720/05, EU Model SOFA, 18 May 2005.

ある。当該協定モデル案では、公務中の行為は民事管轄権が免除され(6条4項)、EU軍は、「作戦上必要な場合又は市民暴動若しくはEU軍の防護に関連する活動に起因する民間及び政府の損害や損失に責任を負わない」(15条1項)。それ以外の民間または政府の財産の損害もしくは損失または人の死傷に関する請求権は、友好的解決(amicable settlement)のために、受入国の権限ある当局を介してEU軍に提出される(同条2項)。友好的解決策が見出せない場合には、当該事案はEU軍代表と受入国代表の同数から成る請求権委員会に付託される(同条3項)。請求権委員会でも解決できない場合、4万ユーロ以下の請求権事案は、受入国とEU代表との外交手段により、4万ユーロ以上の請求権事案は仲裁裁判所への付託により解決するものとする(同条4項)。実際のEU・ジブチ地位協定は、請求金額8万ユーロを基準として外交的解決と仲裁裁判解決を区別している。

(d) 豪州・パプア・ニューギニア相互訪問軍地位協定

豪州は、独立(1975年)間もないパプア・ニューギニアと密接な安全保障関係を構築するために、他国領域における訪問軍の法的地位に関する協定(1977年1月26日署名・発効)を締結した。それによれば、「公務中に軍隊構成員の作為又は不作為から生じ、受入国領域において2国政府以外の第三者に対する損害を引き起こした請求権は、2国政府が別段合意しない限り、受入国政府により処理される(6条3項)。」公務遂行中の損害発生の責任が派遣国のみの場合には、受入国が賠償額の25%、派遣国が75%の比率で負担し、両政府が損害に対して責任がある場合には、平等に責任分担する(6条3項e-(i)(ii))。また、「派遣国は、受入国裁判所の民事管轄権に関して、……訪問軍構成員について受入国裁判所の裁判管轄権からの免除を請求しない(6条9項)。」

(e) ソロモン諸島・豪州等地位協定

ソロモン諸島は、国内の治安悪化により 2003 年 4 月に豪州に支援を

⁽²⁶⁾ Australian Treaty Series 1977 No. 8.

求め、7月に豪州・ニュージーランドが主導し、太平洋諸島フォーラム (PIF) 加盟国の警察・軍隊から成るソロモン地域支援ミッション (RAMSI) を派遣した。当該派遣軍の地位協定によれば、「訪問部隊及び支援国の要員は、公務中又は公務に付随してとられる訪問部隊又はその構成要員の行動に関してソロモン諸島の裁判所での法的手続きから免除される。本条項の法的手続きは、刑事、民事、懲戒及び行政上の手続き並びに慣習法の履行を求める手続きを含む (10条2項)。」

また、13条(請求権)2・3項によれば、各締約国は、公務遂行中の訪問軍の行為による損害等の請求権を放棄し、ソロモン諸島も、他の当事国に対する自国財産等の損害に関する請求権を放棄している。それ以外の請求については、当事国の協議によるとする(13条4項)。つまり、訪問軍による公務外の行為からの第三者に関する損害賠償事案は、ソロモン諸島の裁判権による処理よりも、外交交渉による解決が優先される。

(f) 豪比相互訪問軍地位協定

豪比相互訪問軍地位協定(2007年5月31日署名、2012年9月28日発効)は、両国間の安全保障関係強化を背景に、オーストラリアとフィリピンが共同訓練のために相互に訪問することを前提に、訪問軍隊の法的地位を規定するために締結された。当該協定21条5,6、7項において、訪問軍の活動から生じる第三者の損害賠償請求権は、両国が相互に別段の定めをしない限り、受入国の法令に基づいて処理する(=受入国の法令に従って受理し、審理しおよび和解しまたは裁定される)ことを原則とする。派遣国のみに責任がある場合、第三者からの請求の費用は派遣国が負担する。派遣国と受入国が共同で責任を負う場合、第三者からの請求の費用は、受

^{(27) 「}法と秩序の回復及び安全保障を支援するためにソロモン諸島に展開した警察、軍隊その他の要員の活動並びに地位に関するソロモン諸島、オーストラリア、ニュージーランド、フィージーパプアニューギニア、サモア、及びトンガ間協定(2003 年 7 月 24 日署名・発効)」、Australian Treaty Series 2003 No. 17.

⁽²⁸⁾ Australian Treaty Series 2012 No. 31. 等雄一郎「豪比相互訪問軍隊地位協定 ― 冷戦後の二国間防衛協力の実務協定モデルー」『外国の立法』 256 号 2013 年 6 月 91-120 頁。当該協定の翻訳資料も添付されている。

入国の裁判所の和解または最低で合意したそれぞれの責任割合に応じて分担する。なお、派遣国政府は、訪問軍構成員のために、受入国の裁判所の管轄権からの免除の要請を、受入国裁判所の民事裁判権に関して、行ってはならない(10項)。

本協定は、豪州・パプア・ニューギニア相互訪問軍地位協定と同様に、 どちらかの当事国に有利に働く性質の協定ではなく対等なる関係を前提と しているために、公務中であるか否かにかかわらず、訪問軍要員による行 為に関する民事裁判権が受入国により行使されると規定する。さらに、受 入国裁判所の民事裁判権の免除に関する派遣国側からの要請が否定される ほど、領域国の主権が尊重され優先される。

(g) 米比訪問軍地位協定

在フィリピン米軍基地(スービック海軍基地およびクラーク空軍基地)の撤収が1991年9月に決定され、翌年11月にはフィリピンからの米軍撤退が完了した。その後、南沙諸島の領有権問題やイスラム系過激派の反政府活動など国内外の安全保障上の諸問題を抱えるフィリピンの要請に応えて、1998年に米比訪問軍協定(VFA-1、1998年2月10日署名、1999年5月27日発効)が締結された。

それによれば、「両政府は、……本協定が適用される活動(公務の活動 一著者注)から生じる相互の軍隊の財産に対する損害、滅失又は破壊若しくはそれぞれの軍人又は文民の死傷に関する請求権すべてを相互に放棄する(6条1項)。」1項以外(公務外の行為一著者注)の「米国に対する請求権については、米国は、外国人請求に関する米国法に従って、米国要

⁽²⁹⁾ 等「前掲論文」100頁。

⁽³⁰⁾ 等「前掲論文」91頁。

⁽³¹⁾ 伊藤裕子「冷戦後の米非同盟 — 基地撤廃、VFA、「対テロ戦争」と米比関係」『国際政治』150号 2007年11月174-175頁。

⁽³²⁾ 米比訪問軍地位協定 (RP-US Visiting Forces Agreement, VFA) は、フィリピン領域内での米軍の法的地位を規定する VFA-1 と、米国領域内でのフィリピン軍の法的地位を規定する VFA-2 の二つの別の法文書から構成されている。通常、VFA は、VFA-1 を指す。In http://www.chanrobles.com/visitingforcesagreementl.htm#.V6CHvv7VvUk.

員の作為、不作為を原因とする損害、損失、負傷、殺害に関する請求権の解決において正当で合理的な補償金(just and reasonable compensation)を支払う(6条2項)。」

米国の『作戦法規便覧 2015 年版』によれば、請求権および民事責任に関して、通常、米国は、自国軍隊が引き起こす損害を賠償する義務がある。公務外で発生した第三者の請求権について、米国は、典型的には、国内法規則、つまり「外国人請求法(the Foreign Claims Act, FCA)」に従って、その自由裁量で当該請求について金銭支払いをすることができる。しかしながら、兵士は、依然として受入国の民事裁判権に服したままである可能性もあり、その場合、FCA での支払いが、兵士に対する受入国の民事裁判手続きを軽減・緩和させることもあるという。

(3) 地位協定等における民事裁判権の取扱い

上記の地位協定等における民事裁判権の取り扱いを図表化すれば、以下 のようになる。

図 1	民事裁判権の分類】

	派遣国専属型	A&T 型	領域国専属型
公務中	派遣国法	派遣国法	領域国法
公務外	派遣国法	領域国法	領域国法

図1は、駐留軍構成員による公務中および公務外の行為による第三者への民事賠償事案に関する3パターンを示している。(1)派遣国専属の裁判管轄権により処理される場合、(2)公務中の行為に関して領域国の民事裁判権が免除されるA&T型の場合、および(3)外国軍隊構成員の行為が

⁽³³⁾ Operational Law Handbook 2015, p. 127. 一般的に、当事国が相互に請求権を放棄することが望ましいが、米軍が公務遂行中に発生した請求を受入国が第三者に支払い、当該行為の結果として生じる民事責任を兵士から免除することに合意することは、稀なことではないという。

^{(34) 10} U.S.C. § 2734 (外国人請求法: 米国連邦第10号第2734節) 本法下での請求権支払いは、法的責任ではなく善良な対外関係の維持に基づいているという。Operational Law Handbook 2015, p. 129.

すべて領域国の国内法により処理される場合である。

地位協定の民事裁判権規定は多種多様であるが、上記の地位協定や訪問軍地位協定を見る限り、日本関連、国連PKOおよびEU軍の場合のように、A&T型の免除規定が基本型のように思われる。その基本パターンに、派遣軍受入国の治安状況、統治能力、裁判制度、法体系(大陸法、英米法、イスラム法その他)または軍隊派遣の相互性(一方向型か、双方向型か)や両国間の信頼関係などの要素が加味されて、裁判権免除の規定内容が変更される。そこでは、国家主権を尊重させようとする派遣軍受入国の意思と、可能な限り自国軍隊構成員に安心な法的待遇(=自国の国内法適用)を付与しようとする派遣国の意思が、鋭く対立している。

なお、A&T 型の場合、公務中の行為に起因する賠償請求問題は、派遣国法により処理されるけれども、更なる区分が EU 軍地位協定モデル案において明記されている。すなわち、EU 軍は「作戦上必要な場合又は市民暴動若しくは EU 軍の防護に関連する活動に起因する」損害賠償の責任を負わない(15条1項)と規定することで、公務中の行為の中でも、賠償責任を負う場合と負わない場合が存在することが理解される。実際に締結された EU・ジブチ地位協定では同趣旨の条項は規定されなかったが、自衛や緊急避難などの違法性阻却事由による賠償責任の不存在という考え方は国際法上確立している。それ故、当該条項の有無は、法解釈の対立を事前に回避するために当事国間でそれを確認事項として明記するか否かの違いに過ぎないと思われる。

⁽³⁵⁾ 刑罰の軽重や賠償金額の多寡などから派遣国にとって有利・不利が判断されることもあるかもしれないが、自国軍隊の派遣に際して最も考慮すべき点は、馴染みのない外国法に基づき外国の裁判所で裁かれたくないという派遣隊員の心理的傾向、そして、海外での法的問題に馴染みのない外国法よりも自国の国内法に基づく方が対処しやすいという派遣国の政策的志向の双方から由来する「精神的安心感」であろう。

⁽³⁶⁾ 小松『前掲書』348頁。国家責任条文 (A/RES/56/83, Annex,28 January 2002) の第5章 (違法性阻却事由) 参照。もっとも、国家責任条文27条(b)によれば、違法性阻却事由の援用は当該行為により生じた物質的損害に対する金銭賠償に関する問題に影響を及ぼさないという。違法性阻却事由の場合であっても、公務中の行為による物損に対する補償責任が残る可能性はある。

軍隊派遣国と軍隊受入国の関係に影響を与えるもう一つの重要な要素は、 軍隊の相互訪問の場合は別として、派遣国の政治的思惑(同盟関係の強化、 軍事拠点の戦略的設置)が当然あるとしても、受入国が外国軍隊の派遣を 要望する何らかの政治的事情(自国の安全保障強化、災害救援、治安回復 など)である。地位協定は、国家主権の平等を前提としつつも、事実上、 派遣国に有利な法規定(免除規定)になるかもしれない。

【図2 軍地位協定に見る第三者による民事賠償請求の取扱方法】

政治状況		公務中	公務外
	豪パプア	受入国法による処理	
	豪比	受入国法による処理	
	日米	日本が国賠法で処理	被害者が日本を介し米軍当局に 請求
平時	日クウェート	クウェート法で処理し日本 政府が公正・合理的な賠償 (A&T型)	クウェート裁判所の判決で処理 し日本政府は判決の履行確保を 支援
HA	日ジブチ	日本法によるが、当事者協議 での友好的解決 (A&T型)	ジブチ法によるが、当事者協議 での友好的解決
	EU ジブチ	EU 軍派遣国法によるが、友 好的解決	ジブチ法による処理
	米ジブチ	米国は A&T 型だが、米国の国内法で自由に処理	
	米比	米国法、請求権の相互放棄	米国法 (外国人請求法) による処理
混	日ザイール	日本法による処理(A&T型)	ザイール法による処理
乱	ソロモン他	派遣国法による処理	当事国間の協議
停戦時(国連 PKO)		国連内部手続による	受入国の裁判所手続
準戦時 (イラク)		派遣国法で処理(派遣国専属管轄権)	

さらに、図2から明らかなように、準戦時下での派遣外国軍に関して、領域国の刑事裁判権はもちろんのこと民事裁判権も機能麻痺している状況から、民事賠償事案も派遣国法による処理(派遣国専属型)によらざるを得ない。準戦時以外の停戦時または騒擾事態は、全くの平時状態とは言えないが、主権国家として存立していることから、A&T型の免除規定が採用されている。原則的には、公務中での賠償事案は、派遣国法により処理されるが、具体的規定によって当事者協議による友好的解決(EU・ジブチ間、日・ジブチ間)が推奨されている。領域国法により処理される公務外での賠償事案でも、友好的解決が望まれる(日・ジブチ間)。派遣大国

の米国は、米・ジブチ間では A&T 型とはいえ、準戦時の派遣国専属型のように、公務外の民事賠償事案を自由裁量により処理・解決し、米・比間でも自由裁量により国内法(外国人請求法)で処理しようとしている。

豪・パプア間や豪比間では、軍隊が平時に共同訓練目的で相互に訪問する事態を想定していることおよび緊密な政治関係から、領域国専属型の司法手続きを採用している。派遣国は、受入国裁判所の民事裁判権に関して、訪問軍要員の当該裁判権からの免除を要請しないことから、民事紛争処理は受入国法により行われる。

3. まとめにかえて — 派遣軍の民事賠償事案に対する適切な国際 法政策をめざして

上記のように、派遣軍構成員による民事賠償事案に関する地位協定や訪問軍協定を概観したことを踏まえて、国際法的観点から、今後、自衛隊の 海外派遣を検討する際に留意すべき事項を、以下で5点指摘したい。

第1に、「1. はじめに」で言及したように、外国軍隊の入域についてのみ合意があるが、その法的地位についての詳細な合意がない場合や派遣国と受入国間の口上書のような包括的・一般的な合意しか存在しない事例として、台風や津波などの大規模自然災害への派遣といった国際緊急援助活動や平時の共同訓練での外国領域への入域等が想定される。その場合、派遣国と受入国間での法的問題の発生を事前に回避するために、派遣軍による医療行為、車両運転その他諸活動を行う上での専門資格の認定(外国の医師免許や運転免許証)などの法的便宜供与だけではなく、公務中および

⁽³⁷⁾ Cf. International Federation of Red Cross and Red Crescent Societies, *Guidelines for the Domestic Facilitation and Regulation of International Disaster Relief and Initial Recovery Assistance*, 30 November 2007, 30IC/07/R4 Annex, par. 16-1 c. この国際赤十字・赤新月社連盟『国際的な災害救援および初期復興支援の国内における円滑化および規制のためのガイドライン』(2007 年)は、各国赤十字社および同連盟が迅速な国際救援活動を可能にするための受入国の国内法整備の指針を示している。本ガイドラインは、赤十字活動のためのものであるが、国際緊急援助活動や医療活動も含まれるパシフィック・パートナーシップ

公務外の損害賠償事案の法的処理について、基本の A&T 型をモデルとしながら、可能な限り事前に合意しておくことが有益である。

それに関連して、自然災害の被害国からの緊急の救援要請のように、地位協定のない場合に、英連邦諸国のように、受入国が、訪問軍法(Visiting Forces Acts)と称される国内法に従って訪問軍に保護(法の中核部分は訪問軍構成員の刑事裁判権の関連規定であるが)を付与する国家がある。まず、部隊の派遣前に、受入国に訪問軍法が存在するのか否かを確認する必要がある。もし当該法があれば、その原文を入手し、訪問軍の法的地位について派遣前に分析・検討することも必要であるう。

第2に、軍隊が他国領域に進入し駐留する場合、特別な取極がない限り 領域国法が適用されるという国家主権を重視する立場と、特別な取極がない限り領域国法が適用されないという国家を体現する軍隊を重視する立場 が対立している。グレーゾーンにどの国の法令が適用されるかという法解 釈は、派遣側か受入側か、国内が混乱状況か平穏状況かによって異なると 考えられる。とはいえ、国家主権を前提とする国際法からすれば、海外派 遣を検討する日本は、グレーゾーンに領域国法が原則的に適用されるとの 法的解釈をとる方が国際法的批判を最大限回避するために妥当であろう。 当然のことながら、派遣部隊は、常に受入国の法令尊重義務を有している。

プ (PP) を実施する自衛隊にとっても重要な参考資料となる。但し、赤十字活動は、国際 NGO 活動であるので、刑事および民事の裁判権の免除問題は生じなく、受入国の裁判管 轄権に服することになる。他方、国家機関としての自衛隊は、その点で異なっており、裁 判権免除問題が議論となる。ちなみに、日本が東日本大震災の際に海外医療支援チームを 受入れる側として、日本の医師免許がない外国人医師による医療行為を認める事務連絡を 被災地の地方自治体医療主管課に発している。厚生労働省医政局医事課「事務連絡 外国の医師免許を有する者の医療行為の取扱について」(平成 23 年 3 月 14 日)。

⁽³⁸⁾ Operational Law Handbook 2015, p. 128. たとえば、オーストラリアの訪問軍隊法がそれに該当する。等雄一郎「オーストラリアにおける外国軍隊の法的地位に関する法制 ——1963 年国防(訪問軍隊)法を中心に ——」『外国の立法』258 号 2013 年 12 月 133-152 頁。

⁽³⁹⁾ 内閣参質 145 第 14 号 (平成 11 年 4 月 16 日)「参議院議員照屋博徳君提出日米合同委員会に関する質問に対する答弁書」には、「一般国際法上、駐留を認められた外国軍隊には特別の取決めがない限り接受国の法令は適用されず」と述べられている。

⁽⁴⁰⁾ 現地の法令尊重義務について、日・クウェート交換書簡 2 項(b)、日・ジブチ交換書簡 3 項(b)。真山全「震災と外国軍隊 | 初川満編『緊急事態の法的コントロール』2013 年 165 頁。

第3に、日本は、自衛隊の派遣前に地位協定を締結する場合、従来通り、外交関係条約のA&T型の免除規定を基本形とするであろう。それ以上に派遣国法(日本法)の適用にこだわり要求を拡大(公務外の行為でも日本法で処理すること)し協定化することは、自国が受入国になる場合も考慮すれば、二重基準との法的批判を受ける危険性もあり、慎重に検討すべきである。

むしろ、公務外の行為に関して法的には領域国法の適用を認めつつ、実際には、日本・ジブチ交換書簡の如く、当事者間(損害を引き起こした自衛隊員と領域国または領域国民)および当事国間(日本と領域国)の友好的合意に基づく解決を目指すとの条項を挿入することは、外交実務上、有効的な方策と言える。紛争解決方法は、司法手続き(裁判手続き)と非司法手続き(外交交渉)の2種類あるが、両者は相対立するものではない。また、優先順位もなく、同時に並立し得るものであり、派遣軍構成員に関連する民事賠償事案の迅速な解決のためには、むしろ、外交交渉が優先される場合も考えられる。

第4に、友好的解決に関連して、派遣国は、派遣国法または受入国法に基づく国家責任解除のための金銭賠償(compensation)の支払いだけでなく、見舞金の支払いを実施する場合がある。米国は、公務外での賠償請求権に対して外国人請求法により外交的配慮から金銭支払する。戦場での損害対応でも、国際法も国内法も米国が合法な戦闘活動中に負傷した文民に金銭賠償を支払うよう義務付けていないけれども、朝鮮戦争以降、米国は当該地方で慣習と思われている場合には、文民の蒙る戦闘損害の金銭支払い制度を維持している。それは、「Solatia(慰謝料、見舞金)」と称され、同情の表現として負傷文民に支払われているという。日本も、イラク人道

⁽⁴¹⁾ 拙稿「前掲論文」136頁。

⁽⁴²⁾ 注 34。

⁽⁴³⁾ Center for Civilians in Conflict, United States Military Compensation to Civilians in Armed Conflict, May 2010, pp. 3-4. Cf. US Department of the Army, Army Regulation 27-20, 8 February 2008, par. 10-11 (Solatia payment).

復興支援行動において、業務支援隊長に損害賠償権限を付与するとともに、「見舞金制度」の適用も可能とした。今後、外交交渉による早期の友好的解決のために、自衛隊の海外活動に適合した見舞金制度の見直し・活用が望まれる。

第5に、日本が今後、派遣国として地位協定を締結する場合に考慮すべき文言・表現が他の地位協定においてみられる。民事裁判権の免除規定に関連して、日本・クウェート交換書簡では、公務中または公務外の「作為又は不作為」と表記されているが、EU 軍地位協定や国連 PKO 地位協定モデル案では、「行為 (acts)」だけでなく、口頭および書面による言動を含めるために、「words spoken or written」が明記さている。どちらの表現がより多くの事例を包含し免除規定として適切であるかを検討すべきである。

次に、賠償請求に関する条項に関連して、EU軍は「作成上必要な場合または市民暴動若しくはEU軍の防護に関連する活動に起因する」損害賠償責任を負わないという条項(EU軍地位協定モデル案15条1項)は検討に値する。本条項は、派遣国側に恣意的に解釈される危険性のためか、実際のEU・ジブチ地位協定では規定されていなかったが、確認事項として自衛や緊急避難などの違法性阻却事由に関連する事項を明記する方が、法政策上、得策か否かを検討すべきである。

外国軍隊構成員の法的地位は、「2. 地位協定等での民事裁判権規定」で 見たように、民事裁判権に関して、異なる派遣状況によって多様な規定振 りがみられる。今後、日本はが派遣国として地位協定または訪問軍協定を 締結する場合に、上記の留意事項を踏まえ、自国にとって最大限有利でか つ受入国が合意し得る条件で自衛隊員の法的地位を規定するように外交交 渉することが切望される。

⁽⁴⁴⁾ 陸上幕僚監部『イラク復興支援活動行動史 第1編』平成20年5月60頁。実際、車両の軽微な接触事故4件が発生したが、賠償請求事案にまで至らなかった。『同書』117頁。

⁽⁴⁵⁾ 参照、「陸上自衛隊の不法行為により損害を受けたものに対する見舞木の支給について (通達)」(平成2年5月30日陸幕法第74号)、「見舞金お支払いについて(通達)」(平成2年3月5日海幕法第1079号)。